

## 母子家庭等交流・生活支援事業実施要綱

### 第1 目的

子育ての不安や生活の悩みを抱えながら地域で孤立しがちである母子家庭を中心とするひとり親家庭（以下「母子家庭等」という。）に対して、同じ立場にある者が地域ごとに交流会や子育て・生活支援に関する相談会を開催し、仲間としての目線で相談支援を行い、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を確立することを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は県とし、地域で活動を行っている母子福祉団体のマンパワーを活用する事業として、(公財)埼玉県母子寡婦福祉連合会（以下「連合会」という。）に委託する。

### 第3 対象者

対象者は、母子家庭等とする。

### 第4 事業の内容等

#### 1 実施事業

##### (1) 地域相談員の養成

連合会は、会員に相談支援を行うに当たって必要な基本的な心構えや福祉制度に関する研修を実施し、地域で母子家庭等を支援する相談員（地域相談員）として養成する。

また、地域相談員は他の会員にも研修の内容を伝え、連合会の中に相談支援ができる会員を随時拡充する。

##### (2) 交流会の開催

地域相談員を中心に、県内各地域で交流会を開催し、地域で孤立する母子家庭等に仲間との交流の場を提供する。

##### (3) 相談会の開催

交流会に参加した母子家庭等に対して、会員が相談会を実施し、子育てや家庭の悩み事、子の教育、健康上の問題、就労などについて、仲間としての目線でアドバイスを行う。

##### (4) 生活支援講習会の開催

地域相談員及び会員は、交流会や相談会に加え、子育てや健康に関する講習会等を開催し、地域の母子家庭等の養育力や生活意欲の向上を図る。

##### (5) 家庭訪問事業の実施

地域相談員を対象に、訪問支援や相談スキルを身につけるための研修を実施する。併せて、埼玉ホームスタート推進協議会と連携し、訪問支援を実施する。

##### (6) 行政機関への仲介

地域相談員及び会員は、相談者の相談内容に応じて、福祉事務所や市町村・ハローワークなどの行政機関が行う支援につなぎ、必要に応じて付き添い

などを行う。

(7) 継続的な見守り活動

地域相談員及び会員は、各地域の母子家庭等に対して、訪問等を通じて話し相手となり、継続的な見守りを行っていく。

(8) 夜間電話相談の実施

母子家庭等が抱える悩みや問題を解決するため、夜間電話相談を実施する。

2 回数等

各事業の実施回数等は概ね次のとおりとする。

(1) 地域相談員

40人

(2) 交流会・相談会・生活支援講習会

交流会・相談会 各50回程度

グループ相談会 16回程度

生活支援講習会 25回程度

第5 相談指導員の配置

事業の実施に当たり、連合会事務局に相談指導員を置き、地域相談員の活動を指導・支援するとともに、各地域における活動の総合調整を行うこと。

第6 市町村との連携等

事業の実施に当たっては、県は市町村に会場の提供や広報などへの協力を依頼し、県、市町村、連合会が十分に連携するものとする。

第7 協議

事業の実施に当たっては、県と連合会は常に連絡をとり、事業内容について協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。